

平成28年度 まちづくり懇談会ふれあいトーク 質問要望等経過報告一覧(栃木地域)

大宮・国府地区

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
1	平柳一丁目	<p>【広報とちぎ等の新聞折込の検討について】 私はこのふれあいトークで新栃木駅前の栃木観光案内板の更新と県道に面した廃屋撤去を要望しておりましたところ、今年3月に要望通り実現し喜んでおります。市担当者のご努力に感謝し、お礼申し上げます。 さて、今回は広報とちぎや各種伝達の班内回覧について、新聞への折込を検討いただきたく願います。広報とちぎは連合班長・班長を通して各戸へ配布されますが、各班長が負担となることと、自治会に入っていない家へは配布されないの、ゴミ収集日の変更など重要なことが徹底されないことがあります。おそらく市でも新聞折込は検討されたことと思いますが、コストを含め再検討されて、その結果を教えてください。 また、各種班内回覧ですが、学校関係・PTA関係など町内全家庭への回覧が必要なものの疑問があるものもあります。また市から伝達の班内回覧も多いですが、私の班は14戸もあり、私の家は回覧の最後の方なので、回覧が始まってからいつも約1か月経っています。そのためその内容がすでに期日を過ぎていることもあります。そこで提案ですが、広報とちぎに市からの必要なものはできるだけ掲載し、こうした班内回覧を必要最小限にさせていただきたいと思っております。自治会加入者が減少傾向にある今日、市の伝達事項の周知方法についてご検討くださるようお願いいたします。</p>	<p>【シティプロモーション課】 広報とちぎをはじめとする市からの文書の配布・回覧につきましては、日頃より自治会の皆さまのご協力をいただき、誠にありがとうございます。 さて、ご質問の広報とちぎの新聞折込につきましては、年間で1,200万円の経費が見込まれるほか、広報紙そのものをひと月あたり約7,000部、現在よりも多く印刷する必要が出てきます。現在の印刷・配布コストよりも高額であることに加え、昨今は新聞を取っていないご家庭が増加しているため、かえって配布率が低下してしまうことも懸念されることから、新聞折込の導入については慎重にならざるを得ないのが実情であります。 また、市からの折込みチラシ・回覧文書等については、可能な限り広報とちぎに掲載をし、折込み・回覧文書の縮減に努めるよう、市内部で周知を行っているところではあります。しかしながら、大きくなった栃木市においては皆さまにお伝えをする情報量が増えていることから、折込み・回覧文書の量が多くなってしまっているのが現状であります。引き続き、折込み・回覧文書の更なる縮減に向けて、努めていきたいと思っております。 なお、お知らせの内容によっては、地域ごとにお知らせの内容やお知らせする範囲が異なるものなど、回覧による周知が望ましいものもあることから、今後とも回覧文書によるお知らせにご協力をいただければ幸いです。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p>
2	樋ノ口	<p>【樋ノ口町を流れる赤淵川(綾川)の改修について】 小山街道(栃木—小山線)の道すじにある高田橋(足利小山信金栃木卸センター支店/樋ノ口町455番地4)から観音堂(樋ノ口町404番地1)の間約30mは、ヨシ等の草でいっぱいであり、台風時等、大雨が降った時には川が溢れることが予想されますので、改修(草刈り)をお願いいたします。 なお、上下流も同様の状況でありますので、ご検討くださいますようお願いいたします。</p>	<p>【道路河川維持課】 ご要望の箇所につきましては、現地を確認いたしましたところ、ヨシ等が生い茂り川の流れを阻害している状況でありましたことから、ご要望箇所の草刈りを実施いたしました。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p>
3	今泉	<p>【道路の新設改修計画等に伴う道路の整備概要の周辺住民への周知について】 市や県においては、道路整備計画に基づき道路整備を行っている聞いております。道路の整備に伴い用地が必要となる場合、地権者には用地交渉時に道路整備計画の概要説明を行い、用地を取得しているものと思っております。しかし、周辺住民には、道路整備の概要を把握する機会がないことから、住民の間で道路整備に関して話す場合は、憶測での話となります。 自宅周辺の道路の整備は、住民にとっては、日常生活にも重大な影響を及ぼす場合も考えられることから、大きな関心事であります。このため、道路整備を行う場合、周辺の住民の方々にも道路整備計画を周知し協力を呼びかけたらと考えますが、市の考え方を伺います。</p>	<p>【道路河川整備課】 周辺住民への周知についてであります。道路事業を行うにあたりましては、事業着手前、道路概略設計後、道路詳細設計後に3回の説明会を開催し、関係者への説明を行っております。 しかしながら、関係者への説明会としているため、ご指摘の通り、事業地に隣接する周辺住民の方々への説明は行っていない状況であります。 今後につきましては、関係する周辺住民の方々へ回覧等により整備計画を周知するとともに、状況に応じて説明会に出席をお願いしてまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p>

平成28年度 まちづくり懇談会ふれあいトーク 質問要望等経過報告一覧(栃木地域)

大宮・国府地区

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
4	平川	<p>【市道1033号線の大宮北小から宇都宮栃木線を経て東武宇都宮線16号踏切までの道路拡幅要請について】 市道1033号線の大宮北小から宇都宮栃木線を経て東武宇都宮線16号踏切までの道路は、地元住民や近隣企業関係者等が頻りに利用しておりますが、幅員が非常に狭く、車両のすれ違いにも危険を感じるような状況にあります。また、小中学校児童生徒の通学路であり、歩行帯も狭く自転車通行も危険な状況です。更に、この周辺地域においては、住宅・アパートの増加により、交通量も今後ますます増加することが予想されます。安心・安全に通行できますように、1日も早い拡幅をお願いいたします。(各地域で拡幅要請は多くあると思いますが、危険度の高いこの道路の拡幅を優先いただきますようお願いいたします。)</p>	<p>【道路河川整備課】 ご要望の道路拡幅についてですが、平成23年度より事業に着手し、路線及び用地測量・物件調査を行ってまいりました。平成26年度から関係地権者のご協力を得ながら用地買収を実施しているところであります。しかしながら、関係地権者それぞれのご事情もあり、用地の確保が難航しておりまして、時間がかかっている状況であります。今後、早期の工事完成に向けて、引き続き関係地権者に用地の協力をお願いしてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。</p>	【左記回答要旨のとおり】
		<p>[当日再質問] No.4の質問をしました平川自治会のものです。平成23年度に事業着手、路線及び用地測量・物件調査を行っておりますということですが、今、平成28年です。これまでの間に、何も進捗がない。これはどうことで、また何年にこれを開通させるという風な、年度というのは決められないのでしょうか？またこれに対する重要性ですね。ここはかなり重要な道路だと思います。優先してやるということではできないのでしょうか。なるべく早くやってもらいたいと思います。とても危険な道路です。そういうところを考慮して、優先的にやってもらいたい。それから計画を、こういう事業で危険が伴うというところは、優先的にやるというのはできないのでしょうか。予算が少ないのではないですか。なるべく早くやってください。</p>	<p>ご質問の市道の拡幅につきましては、現在行っておりますのは、県道宇都宮栃木線の南から重点的に今やっております状況でございます。その区間は約延長が780メートルございますが、それを平成23年度から説明して、発注したということで、現在施工中でございます。進捗状況でございますが、現在用地の取得ということで、約2割弱の用地取得しかできていないという状況でございます。今後重点的に進めていくということで考えております。時期ですが、今の計画では平成34年度にまずは、南側をなんとか仕上げたいと思っております。</p>	【左記回答要旨のとおり】
5	平川	<p>【栃木地域の公衆トイレについて】 市では、観光事業のアピールを積極的に行っており、多くの観光客の方が栃木市を訪れています。私は、市を訪れる方々が必ず利用する公衆トイレに関心を持ち、平成26年夏に環境課・河川緑地課・委託管理会社・地域管理扱いを含む栃木地域48か所の公衆トイレの調査を行い、建物・内外装・便器の汚れ・照明・衛生・管理・便利性等の状態を、私なりに「優」「良」「可」に評価した資料を作成し、環境課に提出させていただきましたが、その後、市ではどのように対処していただいたのかお聞かせください。(気がつかないようなところまで心配りされた、それと気付かせない心からのおもてなしが大切かと思っております。)</p>	<p>【公園緑地課】 栃木地域の公園トイレの日常管理は、平成25年度までは市の職員が直営で行っていましたが、清掃箇所が増え管理が行き届きにくくなったことから、管理方法の見直しを行い、公益社団法人栃木市シルバー人材センターに依頼して実施しております。管理内容としては、便器や手洗い器、床、壁等の清掃及びトイレトイレットペーパー等の消耗品の補充、施設の点検、異常等の情報提供などであります。平成26年夏にご指摘を頂きましたトイレの丁寧な清掃につきましては、貴重な調査資料を活用させていただき、皆様が快適にトイレが利用できるように、シルバー人材センターと作業内容を検討するとともに、地域自治会が管理するトイレの清掃につきましても、各自治会をお願いしてきたところであります。次に、トイレの補修についてですが、日常管理時や皆様からの情報提供などにより異常を確認した場合は、早急な修理や交換などに努めております。また、老朽化等によるトイレの建替えにつきましては、多額の整備費用がかかることから、計画的な施設の更新が必要であります。市では、本年度に、専門家によるトイレや遊具、建築物等の調査を行い、来年度に「公園施設の長寿命化計画」を策定するよう進めているところでありまして、その中でトイレの更新についても検討を行ない進めて参りたいと考えております。</p>	【左記回答要旨のとおり】

平成28年度 まちづくり懇談会ふれあいトーク 質問要望等経過報告一覧(栃木地域)

大宮・国府地区

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
6	惣社西区	<p>【自治会区域内(惣社町字南清水)の住宅開発について】 惣社町字南清水の住宅開発におけるスケジュールについて、又市道C3号線通学路整備(国府北小学校から柳原)では通学路掲示板が今年度新設されましたが、今後住宅開発に伴い開発区域外の上記通学路整備(再掲)を提案します。(上記住宅開発では46戸中13戸の家庭雑排水は合併浄化槽経由後各戸蒸発散槽処理で計画されているので下水道整備を提案します。)</p>	<p>【道路河川整備課・都市計画課・下水道建設課】 住宅開発につきましては、現在、許可の申請をいただき内容の審査を行っておりますが、スケジュールにつきましては、未定となっております。 また、市道C3号線につきましては、昨年度もご要望をいただき、通学路の看板を設置したところでありますが、通学路の整備につきましては、優先順位からすると早急に対応することは大変厳しい状況でありますので、ご理解いただきたいと思います。 さらに、下水道整備についてのご提案であります。当初の計画では住宅開発における13戸については、合併処理浄化槽による処理となっておりますが、その後の協議で全戸下水道で処理を行うよう調整済みであります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p>
7	惣社西区	<p>【道普請事業原材料支給制度の支給対象について】 「道普請事業原材料支給」制度の支給対象で整備する道路沿線等に戸数が、原則5戸以上あることと明記されているが例外も適用されますか。(惣社町578-2亀田進様から惣社町512長シン様宅までの道路整備をお願いしていますが「すぐには出来ないとの回答であり」最終的に上記制度を活用したいと現在申請準備中です。)</p>	<p>【道路河川整備課】 現在の道普請事業原材料支給制度につきましては、整備する道路沿線等に戸数が原則5戸以上となっておりますが、地域の実情等を考慮して例外が適用される場合もございます。 現在、道普請事業原材料支給制度につきましては、要件を緩和して利用しやすい制度にするため検討しているところであります。 詳細が決まりましたら皆様にお知らせしたいと考えておりますので、是非、この制度を活用していただきたいと思います。</p>	<p>【道路河川整備課】進捗・対応状況:対応予定 平成28年8月16日付けで、地元自治会から申請書を受けまして、現在、事業の予算化に向けて、地元代表者と内容等について協議中であります。</p>
8	惣社東区	<p>【道路側溝の整備について】 旧宇都宮栃木線の側溝について、以前、側溝整備をお願いしたいとの要望を行った。 区間は山本板金さんから柳原町(青色申告の推進看板)の間で、当時の自治会役員さん達の努力もあり、隣接する地権者の同意も得て、その旨市に伝え、担当部署の名刺等もいただいたとのこと。しかし、市側から何の連絡もないまま今日にいたっています。何らかの返事をお願いします。</p>	<p>【道路河川整備課】 旧宇都宮栃木線の側溝整備につきまして、山本板金から青色申告看板まで側溝が整備されていないので、当時の自治会の役員の皆様方からこの件も含め3点ご要望をいただいております。道路改良工事と舗装工事につきましては、その経過報告や対応をさせていただきました。 今回の側溝整備につきましては、要望の後、現地調査をしております。道路北側の側溝につきましては、流末がないため難しい状況であります。南側の側溝は、取り組む予定でありましたが、昨年度の豪雨災害で被害の大きかった場所を優先的に取り組んでしまったために、整備に取り組むことができませんでした。また、これらの対応の連絡が今になってしまったことにつきまして、大変申し訳ございませんでした。 今後、早急に対応してまいりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。</p>	<p>【道路河川整備課】進捗・対応状況:一部対応 平成28年度に一部整備を実施しました。</p>
9	田下	<p>【下野国庁跡の管理について】 下野国庁跡は、大宝律令(701年)により確立した律令国家体制における地方統治の中核として設置された、国府の中心部にある建物です。この様な、歴史と文化のある国庁跡には資料館や前殿などが整備されておりますが、管理が届かず草ぼうぼうの状態です。今後、歴史ある下野国庁跡地を市の財産として活かす事を検討して頂きたい。</p>	<p>【文化課】 下野国庁跡は、律令時代の歴史を伝える施設として、平成6年から整備され、毎年2千人程度の来館者を数えています。 管理につきましては、害虫対策他、年3回ほど委託により草刈りを行っておりますが、予算の関係から回数を増やすことができず、夏の繁茂期には草刈りが追いつかない状況です。また、毎年「下野国庁まつり」が地元の人々により開催されておりますが、その際は地元の皆様にも草刈り等にご協力いただいております。 今後、下野国庁跡地については、平成30年度より再度整備することを検討しております。国指定史跡であることから、再調査に際しては国の専門家を交えた委員会となりますが、平成29年度は地元のご意見も伺い、委員会の立ち上げを進めます。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p>

平成28年度 まちづくり懇談会ふれあいトーク 質問要望等経過報告一覧(栃木地域)

大宮・国府地区

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
10	萱場	<p>【墓地の水道について】 萱場自治会において、墓地に水道がないため墓参りに行く時、各自が水を自宅から持っていかなくてはならないため、大変不自由しています。何卒墓地に市水を入れて下さい。よろしく願い致します。</p>	<p>【環境課】 当該墓地も含め、市内には数多くの市有墓地があります。 市有墓地とは、明治時代以前から村落等が所有、使用していた共同墓地の所有権が、昭和22年のポツダム政令によって市町村に帰属されたものであり、この点、市が設置・管理・運営を行う聖地公園等の市営墓園とは違う性質を有しております。 このように、市有墓地は、その土地の所有権のみを市が有するものであり、墓所の設置や使用、管理運営は、墓地管理人や墓地の利用者が行うものであることから、維持管理及び修繕等に係る経費につきましては、その墓地の利用者の皆さまにご負担をいただくべきものとされています。 これまで、他の市有墓地において水道の設置、園路の整備及びフェンスの修繕等いくつかのご相談が寄せられましたが、市有墓地の性質をご説明させていただき、利用者の皆さまにご理解をいただいているところであります。 このことから、当該墓地につきましても、市が新たに水道を設置することは困難でありますので、引き続き、利用される皆さまが水を持ち込むなどのご対応をいただきますよう、よろしく願いいたします。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p>
11	柳原	<p>【豪雨時の雨水溢れによる浸水被害について】 大塚地区からの雨水と柳原地区の雨水の合流する箇所が溢れ出し、床下浸水や畑の冠水被害がある。昨年も防止対策を要望したが予算不足とのことで根本的な解決に至っていない。今後の見通しはどうか。よろしく願い致します。</p>	<p>【道路河川維持課】 ご質問の排水路につきましては、昨年も同様のご要望を受け、本市としましては、雨水の合流により特に流れの悪い、折原建具店西側の集水桝から下流、旧県道までの区間の浚渫を実施したところであります。 また、桜木神社西側の合流点付近は、旧県道の西側側溝に接続され、北方向に流し、道路を横断して東側側溝の下を南に戻して流し、合流桝に流れる複雑な構造になっております。さらに、この接続桝には、多方向から排水管が接続していることにより、流下能力の低下が懸念されますことから、まずは、排水流末の接続方法の整合性を図る調査業務から実施したいと考えております。</p>	<p>【道路河川維持課】進捗・対応状況：一部対応 桜木神社西側の水路が合流するマンホールの上流側より下流思川までの区間において、清掃を実施いたしました。</p>
12	柳原	<p>【ふれあいバスの運行ルートについて】 ふれあいバスは高齢者にとって大変ありがたい存在だが、柳原では桜木神社前で旧道を右折南下してしまうため、保橋の先の壬生に隣接する地区の人には利用が難しい。コースの変更を要望します。</p>	<p>【交通防犯課】 本市では、自家用車を持たない高齢者等の交通弱者の移動手段の確保、公共交通空白地域の解消を目指し、市内全域において、ふれあいバス10路線を運行しております。 今年4月には、更なる利便性向上のため、市民の皆様から寄せられた要望等を踏まえ、全路線を対象とした見直しを実施したところであり、貴自治会を運行する大宮国府線につきましては、利用者が多く見込まれるメディカルセンターしもつがへの乗り入れを行うために運行ルートを延伸し、見直しを実施したところであります。 ご要望の運行ルートを設定するにあたっては、ルートの延伸を最小限に抑える必要がありますが、当該地区においては、バスがUターンするためのルート確保が困難であり、実施するには、現行路線を相当距離、延伸しなければならず、運行時間の増加による利便性の低下が懸念されることから、現状での実施は難しいものと考えております。 なお、市民の日常生活の足として、ふれあいバスと同等の運賃で自宅から目的地まで直接運行する、予約制の乗合タクシーである「蔵タク」もございますので、是非ご利用いただきたいと思います。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p>

平成28年度 まちづくり懇談会ふれあいトーク 質問要望等経過報告一覧(栃木地域)

大宮・国府地区

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
13 ①	大塚団地	<p>【消防団後継者不足について】 高齢化世帯が多くなり、消防団員のなり手が中々いない昨今です。次の件についてご教授をいただきたくお願いするとともに団員確保策を要望いたします。</p> <p>①大塚団地自治会では、なぜか会則で公務員は団員になれないことになっています。約40年前に決めたものでなぜそうなったかが今でも不明です。公務員にもいろいろな職種がありますが、消防団員になれない公務員の職種とその理由を教えてください。</p> <p>②消防団員の個人への報酬はどうなっているのか。市全体で統一されているのか、分団の事情によってバラバラなのか教えていただきたい。また、訓練とか出動した時の手当みたいなのが支給されますか。</p> <p>③栃木市の473自治会で自主防災組織が出来ている自治会はどのくらいあるのか。また、市全体での自主防災組織の組織化の目標はありますか。</p>	<p>【消防総務課・危機管理課】</p> <p>① 国家公務員及び地方公務員には、報酬を得て兼職をすることが禁止されていますが、公務員が消防団に入団したいと申し出た時は、任命権者は「職務の遂行に著しい支障があるときを除き認めなければならない」とされており、これは、消防団に入団しやすくするために、「公務員の消防団員との兼職に関する特例」が設けられたものであり、現在当市役所職員も地域消防団に52名入団しております。</p> <p>なお、消防団員になれない公務員の職種はありませんが、公務員の中でも災害対応の職務に当たる警察官や自衛隊、国、県、市町村の防災担当者の入団は難しく、例えば昨年豪雨災害のように大きな災害の時は、市の職員は市の災害対応の職務に当たりますので、消防団員としての活動はできなくなる事もあります。</p> <p>② 消防団員の個人への報酬と出動手当では市の条例の中に、階級別に定められています。一般団員の報酬は年額67,000円となっており、出動手当は階級に関わらず災害出動及び各種訓練の参加それぞれ1回につき2,000円が支給されますので市全体で統一されています。</p> <p>③自主防災組織は、現在のところ41の団体で設立されております。そのうちの大部分が、自治会における組織として活動いただいております。市では、できれば全自治会に自主防災組織を設立していただきたいと考えております。なお、必ずしも自主防災組織は自治会とイコールではなくても良いので、自治会が大きいので分けたい、二つの自治会で合同で等の対応は可能なことから、ご相談いただければと思います。</p>	【左記回答要旨のとおり】
		<p>【当日再質問】 消防隊員の個人の報酬というのがあります。67,000円っていうのは個人名でできています。しかし、団に入ってしまうと、個人には来ていない。私もこういことで回覧を回したら、3名、問い合わせがありました。実際のところ、消防隊員に報酬の件をいろいろな聞いてみると、1銭ももらっていない。名義は個人になっているけど、団に入ってるそうです。それは、私、3年前に質問しました。それはおかしいから検討するっていう話でした。当時自治会では隊員に10,000円自治会から出しています。3年前の質問の時にちょっと見直すべきではないかということで、回答を伺ったいたしましたが、検討されていないのではないのでしょうか。</p>	<p>ご指摘のありました、消防団に対する報酬、あるいは出動手当の関係が個人には入っていないというご意見だと思うのですが、報酬につきましては、消防団に以前は一括してお渡ししているところもございました。消防団の運営方法というのもあると思いますが、報酬は個人にいきわたっているものと考えておりました。その中でこのような事案が出ていることから、今年度から個人に振り込むように、全部振り込みに変えております。ですから間違いなく個人に報酬と出動手当はいつているものと考えております。</p> <p>個人の通帳に振り込んでおりますので、今現在は、全員にいきわたっていると考えております。</p>	【左記回答要旨のとおり】

平成28年度 まちづくり懇談会ふれあいトーク 質問要望等経過報告一覧(栃木地域)

大宮・国府地区

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
13 ②	大塚団地	④田下自治会では、自治会戸数の減少や高齢化、核家族化などが進み、消防団員のなり手がなくなっている現状を考慮し、今後の対策が急務となっている。田下自治会では、独自に団員に報償金を支払う制度を本年度より開始した。この様な現状を踏まえ、早急な対策を望みます。	④ 消防団員の確保につきましては、少子高齢化や若者の就業形態がサラリーマン化するなどにより団員確保に苦慮しているといった内容のご意見は、他の自治会からも出されております。このため団員の定数や分団・部の管轄区域の見直しも含めた消防団組織の再編が必要になると考えておりますので、消防団と地域の意見及び実情を踏まえ、詳細な計画を策定してまいります。 団員確保につなげる事業として、来年(H29)4月から「機能別消防団員制度」の導入を予定しております。この制度は現在の消防団員とは区別され、限定した活動をしていただくものです。例えば災害出動は昼間のみとし訓練参加は必要最小限とする等、団員の負担を軽減しOB団員の再加入または現役団員の負担を軽減し長期にわたり携わっていただくことを目的としたものです。 また本年(H28)7月1日からは「栃木市消防団サポート事業」をスタートしました。事業の概要は市内の希望する事業所にサポート店として登録していただき、地域防災に貢献している消防団員と家族がその事業所独自のサービスを受けられるというものです。 その他、継続的に実施している方策としましては、小学校行事への参加、フェイスブック、FMくらら857などの情報媒体を使用した消防団活動のPRをしておりますが、今後も若年層が消防団活動に興味を持つような情報を発信していきます。 消防団は地域防災の要として重要な役割を担っておりますが、団員の確保に苦慮する地域は今後さらに増加するものと予想されますので、引き続き消防団に入団しやすい環境を整えてまいります。	【左記回答要旨のとおり】
14	参加者	防災ラジオの件で教えていただきたいのですが、無償で8月4日か5日にいただいたのですが、自治会長として防災ラジオの避難勧告などが出た場合に、どういう事をすればいいのか？放送が来た場合、その後対応をどうすればいいのか、自治会長に対して責任などはあるのか、お聞きしたい。	今回お配りするラジオにつきましては、情報を伝達する手段としてお配りしております。特に自治会長さんに特別ご負担を強いるところを前提とはしておりませんで、各自治会の中でどういう使い方をするかというはご相談いただければという風に考えております。	【左記回答要旨のとおり】

平成28年度 まちづくり懇談会ふれあいトーク 質問要望等経過報告一覧(栃木地域)

大宮・国府地区

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
15	参加者	<p>冒頭おっしゃった、リノベーション事業について2つほどお聞きしたいと思います。まず、芸術館を新設すると、今栃木には蔵の街美術館があるということを市長はおっしゃいましたけれども、芸術館が出来た後、蔵の街美術館はどうなるのか、それが1点です。もう1点はここに載っていないので、リノベーション事業には入っていないのかと思うのですが、栃木市の駅前にある旧警察署跡地ですが、一等地でしばらく空き地になっている。市政だよりに載っているような情報は承知しておりますが、今後どうするつもりなのか、その2点をお聞きしたいと思います。</p>	<p>1点目の現在の栃木蔵の街美術館をどうするのかという風なことについてお答えを申し上げたいと思います。栃木蔵の街美術館の建物は、蔵の街観光のシンボリックな施設でございます。引き続き何らかの形で利活用を図らなければならないという風に考えております。そうしたことから、観光客の誘導機能という風なこともあるかと思っておりますので、そのようなことも含めて今後検討してまいります。</p> <p>2点目の旧警察跡地につきましては、昨年の12月から今年の3月まで、民間事業者の募集を行いました。その結果、1社、開発について手を挙げた業者がございましたが、私ども市の方で考えている開発の事業の内容と、少し差があったものですから、結果的にはその事業者さんには、今回の募集について該当者なしという結果で、開発についての事業着手には至らなかったという経緯がございます。その間、例えば市民の方々から、警察跡地については売却しては困る、とか、文化会館の臨時の駐車場として使われているため、そのまま残していただきたいというようなご意見がございました。ただ、市といたしましては、今ご発言がございましたように、まちづくりにおいてもキーポイントを成す、重要な地区という風に考えておりますので、できましたら、市でそこを開発するというよりは、民間の業者の方に力をお借りして事業を進めていきたいという風には思っているところでございます。12月から実施した募集の反省点なども踏まえまして、今後市としていくらかお手伝いできることも踏まえまして、民間事業者とのタイアップという形でその後の開発事業を進めていきたいという風に考えているところでございます。もう少し内容を詰めたうえで、再度募集を行っていきたく思っている所でございます。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p>
16	参加者	<p>公衆トイレの件です。城内の城址公園、市長に時間あったら見てほしい。あんなトイレはどこを探してもないです。見ないからこんな回答を出してるんですよ。名所ですから。見てください。偉い人が。下の人が見たのはきれいにするぐらいで、おいてあるんですよ。でも栃木市長が見れば、栃木市にこんなトイレがあったのか、ということで、即急に建てかえると思うんですよ。ちょっと、市長、暇があったら、お忙しいでしょうけど、城址公園と芝塚山のトイレを使ってみてください。返答はいいです。</p>	<p>[当日は返答不要のため、回答なし]</p>	<p>【公園緑地課】進捗・対応状況：対応予定 老朽化等によるトイレの建替え等については、多額の整備費用がかかることから、計画的な施設の更新が必要であります。市では、当該公園を含めた市内全体の公園を対象とし「公園施設の長寿命化計画」の策定を進めており、その中でトイレの更新についても検討を行ない進めたいと考えております。 また、維持管理においては、利用者にご不便をかけることの無いよう、老朽箇所の修繕を行いつつ清潔に保つように努めてまいります。 なお、現地確認ののち質問者様に上記のとおりご説明し、ご了解を頂きました。</p>

平成28年度 まちづくり懇談会ふれあいトーク 質問要望等経過報告一覧(栃木地域)

大宮・国府地区

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
17	参加者	<p>栃木市自治会連合会では、昨日、栃木県宅地建物取引業協会県南支部と栃木市とで自治会加入促進についての協定を結びました。また自治会連合会では、栃木市国際交流協会と市内定住外国人に対して、自治会加入を依頼しております。当自治会では、市営・県営住宅が多くあります。市営・県営住宅の入居者が最近、連鎖的に退会をしております。また、退会願いが出ております。市営・県営住宅入居者に対して自治会加入を条件とすることはできないかということをお願いしたい。</p> <p>市営住宅の場合は、そういう条件はつけられないのですか？</p> <p>市営住宅・県営住宅の管理会社に言いますと、今の答えと同じです。住宅の場合は、零細的になってしまうのですよね。そうすると、自治会の運営にも差し支えてくる。だから、県営・市営住宅の場合は、条件つけてくださいよ。市の方からお願いできればと思っているのですが。</p>	<p>自治会の加入についてということで、今おっしゃられたように、つい先日、自治会長、宅建協会、市の三者契約というような形で協定を結ばせていただきました。宅建協会については、アパートの入居にあたっては、自治会に入ってくださいというようお願いをさせていただくことで了解を得ております。ただ、これも強制というのはなかなか難しいという部分がありまして、あくまでもお願いをしていくことでやらざるを得ないのかな、というところですが、なるべく入居の条件というわけにはちょっといかないかもしれませんけれども、強くお願いをしたところでございます。</p> <p>市営住宅等についての入居者に関しては、加入の義務はありませんが、極力入っていただけるようにはお願いしております。中には入らなくてもいいんだというニュアンスで受け取られた方もいましたので、市の方でも今後はそのような説明は極力避けて、なるべく入っていただきたいということで現在は説明しております。また、定住促進策の中で移住補助金という外部から入ってきた方に非常に割高な補助金の制度があります。その移住補助金を出す前提として、自治会に加入する事、ということ義務付けております。自治会に加入しないと割高な補助金は出さないとしておりますので、これから定住促進で外部からいろいろな方が入ってきますので、我々としては自治会加入を前提として外から入ってくる人を迎えるというように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>市営住宅の入居の条件に自治会加入をというご意見は、他の自治会からも、市営住宅の自治会長様からもいただいておりますので、検討いたします。</p>	<p>【住宅課】進捗・対応状況：一部対応 市営住宅の入居条件に自治会加入を義務化することは難しいところですが、入居者に対する事前説明会では、自治会加入を前提として、各種入居に際しての説明をさせていただいております。今後も引き続き、自治会加入につきましては、入居者説明会にて説明させていただき、加入率向上につなげていきたいと考えております。</p>
18	参加者	<p>定住促進ですが、(H28)4月以降は調整区域は新たに開発できないということで話を聞きました。いろいろあるのだと思うのですが、心配しているのは、例えば大宮・国府地区ですと大宮南小とか国府南小は生徒数がかなり少ないと思うのですが、せっかく公共の施設があるにも関わらず、生徒数が少なくて、将来どうなるのかな、ということです。大宮の場合、北小がかなりのマンモス校で大変だと思うのですが、今年度たまたま市内がさびれてきたので、調整区域に家を建てるのをやめてというような、改めて規制になったのだと思うのですが、例えばの話、特定地域に関して周辺何キロ以内は可能だよ、というそういうのを改めてできないのでしょうか。大宮・国府に限らず、寺尾とか他の地域でも、できるだけ公共施設があるところで地域が賑わうようになるのかなと思うので、そこはかなり税金を使って下水などもきていますので、将来自然減のままみても、せっかく税金をつぎ込んで今まで地域とともに歩んできたそういう施設、施設がダメになると、それこそ大変なことになるかと思えます。その辺のところ改めて議員さんもいるようですし、執行部の方のいますので改めて、ただ単に統一的にダメというのではなく、あらゆる方法を考えていただいて、判断していただければな、と前から思っていたのですが、よろしく願います。</p>	<p>調整区域の大規模分譲の廃止という事で、今年(H28)の4月から施行しているところですが、1つには人口が減少していくというところで、市街化区域の外側に宅地がどんどん広がっていくということがこの先も続いていきますと、都市における様々な活動が非常に非効率的になる。それは人口が減少していってしまうということがありますと、中心部だけでなく、郊外においても空き家や空き地が増えたりなど、そういったことが時間が経つと発生してくることが考えられますので、調整区域における開発というのは規制をさせていただいた、というところでございます。しかしながら、公共施設の周辺などで当然生活されている方がいらっしゃるということは十分承知しておりますので、そこを拠点としたなんらかの、宅地の分譲というわけではないかもしれないですが、そこを拠点として地域の集落が継続的に持続していけるような手法というものは研究をしてみたいという風に考えているところでございます。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p>

平成28年度 まちづくり懇談会ふれあいトーク 質問要望等経過報告一覧(栃木地域)

大宮・国府地区

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
19	参加者	<p>今日、まちづくり懇談会ふれあいトークということで、うちの自治会何人かから要望があったのは、水道について要望を出してくださいということで。平六の自治会内に旧県道がありまして、そこに本管が入っているのですが、本管の隣接者はすぐに引けて、お金もかからない。けれどもそこから離れたところに十何件かあるのですが、そこにも水道を引きたいということがあったので、今日のふれあいトークで出すつもりでいたのですが、水道を引くのに一戸あたり15万か20万のお金がかかるということで言われました。その方に説明しまして、こういうことでお金がかかる。もし入れるなら全員の同意書が必要なと思って今回出さなかったのですが、本管から隣接した方は水道を好きに入れられて、そんなにかからない。ただそこから少し離れたところのうちは、本管から枝線を引いてくるのにお金がかかる、個人負担が出ると、これはどういうわけか教えていただきたい。教えていただけたら、うちの自治会から要望があった人たちに、こういうわけでお金がかかるんだよ、と説明したいのです。私も知らなくて申し訳ないです。教えていただければありがたいと思います。</p> <p>また、管は引いた方の資産になるのでしょうか？</p>	<p>自治会長さんのご説明の通りでございまして、すでに本管なり、給水管が入っている所は、個人負担なく引いていただけるわけですが、水道管がないところには水道管を敷設しなければならないという中では、ある程度の、1件10万から15万ぐらいの負担金をいただいて、その他市の方で負担して管を入れているとい風にさせていただいている、1つのルールとなっております。開発の区域の場合は全額、開発業者の方にご負担いただいております。水道の方は引いていただくような形になっております。水道に関しては、そういう状況でございまして、ご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>個人が引いた水道管につきましては、その後の維持管理、例えば漏水や、そういった場合、個人の資産の場合は、個人の方にやってもらうということになりますけれども、市の方に寄附をしていただければ、当然維持管理に関しましては、市が行っていくという形になります。</p> <p>ほとんどの場合、市の方に寄附をしていただいているのが実情です。ただ、若干の方は個人として持っていらっしゃる方もいないわけではございません。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p>
20	参加者	<p>この春頃、私が市役所の方にお電話したのですが、私は南堀ノ内に住んでいるのですが、私たちの家の前に大宮市営住宅があります。その真ん中に集会所があります。その集会所を市営住宅の周辺の自治会が3地区、南平、南堀ノ内、堀ノ内という自治会がその集会所を利用させていただいております。市営住宅の真ん中にある集会所の玄関に向かって右側の外灯なんです、外灯がもう3年ぐらい前から切れているんです。で、私は自治会長をやって今年で3年目なんですけれども、私が受けた当時からその外灯は切れています。集会所に入るときにその外灯がないために、足元が真っ暗です。それで、その電球を一つ取り替えていただけませんか、市の方に申したところ、取り替えるのに2万も3万もかかるからできない、という返事でした。なぜそんなにかかるんですか、と聞いたら、その電球を取り換えるのには、がーっと持ち上げる特別な車を使わないと取り替えられないので、そういう車を借りるのに、2~3万かかる、というのです。そんな市役所に2~3万もないんだったら、私が自費で頼むから、電球ひとつ取り替えて下さいとお願いしました。でもその中にいらっしゃる、田中さんだか中田さんという、偉い方でした。その電話に出た方は、今日はいい機会があるので、時間があつたらそのことをお願いしたいと思っております。私たちが2,000円出してそこをお借りするんですよ。だから、その電球一つだけでもつけていただければ、快適な自治会活動ができると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。</p>	<p>長年に渡ってそのような状態であったこと、私も今初めて知りました。申し訳ございませんでした。今の話しは事実であるかと思っておりますので、電球については直ちに対応させていただきます。また、そういう状況が、所管課である私のところに情報が来ていなかったというもの、非常に問題だということをお改め気づかせていただきましたので、今後はこのようなことがないように努めてまいりますので、ご容赦願いたいと思っております。直ちに対応いたします。</p>	<p>【住宅課】進捗・対応状況:対応済 ご指摘の大宮市営住宅敷地内の外灯につきましては、早速現地確認しまして、電球交換いたしました。 また、指定管理者に対して、市民の皆様に満足していただけるよう、改めて接遇を含めた業務の向上について指導いたしました。 今後も引き続き、徹底した管理運営に努めてまいります。</p>